

精神科病院における暴行事件に対する声明

令和5年(2023年)2月15日に発覚した、東京八王子市にある精神科の病院「滝山病院」での暴行事件に対して、一般社団法人岐阜県社会福祉士会として声明を発表いたします。

報道によりますと、去年4月、50代の男の看護師が当時入院していた患者の頭を殴ったとして、暴行の疑いで逮捕される事態となりました。また、警視庁は、逮捕された1人を含む4人の看護師や准看護師が、去年1月から4月にかけて、入院患者の頭や顔を殴るなどの暴行を加えた疑いがあるとして、病院を捜索しています。精神科病院における入院患者に対して、高圧的な態度で接し、暴行や身体拘束が行われていたことも報道されています。

患者の代理人・相原啓介弁護士によると、患者約10人が「暴行を受け退院したい」と言っているとのことです。

このような事態となったことは誠に残念であり、憤りを感じているところです。非人道的な行為が長年行われていたことは、到底許容できることではありません。このようなことが繰り返されることのないように切に願うとともに、被害者の方々にお見舞い申し上げます。

以上のことから、本会は次のことについて早急な対応を求めます。

- 1 虐待や身体拘束が行われていた入院患者に対して、謝罪、補償を行うこと。
- 2 希望される患者に対して、適切な退院・転院支援を行うこと。
- 3 どのような事実があったのか外部調査委員を加え、調査、検証を行うこと。
- 4 このような事態を繰り返さないよう虐待防止委員会、身体拘束委員会などを機能させ、サービスの質の向上に努めること。

今回の事案は、福祉サービスの提供に携わる専門職団体として、非常に大きな衝撃を受けました。現在もなおこのような人権侵害が行われているということに残念な思いをしております。

この事案を契機に、このようなことが繰り返されることのないよう切に願っております。

また、本会の会員も医療機関や関係機関で勤務する者も多くおります。倫理綱領や行動規範に基づく実践を展開することで、利用者様等の権利擁護の実践に努めていく所存です。

令和5年(2023年)2月19日
一般社団法人岐阜県社会福祉士会
会長 岡川毅志